



こたけ

議会だより

第 223 号

平成30年8月1日

■発行 小竹町議会
 福岡県鞍手郡小竹町
 TEL 09496-2-1967
 FAX 09496-2-1140
 ■編集 議会広報編集委員会
 ■印刷 マツオ印刷株式会社



もくじ

- ◆ 主な議案 2
- ◆ 平成30年度補正予算 3
- ◆ 一般質問 4

6月定例会

(平成30年6月7日～平成30年6月19日 13日間)

初盆会の御香典や寄付は 禁じられています。

ことしもお盆の季節を迎え、初盆のご家庭には謹んでお悔やみ申し上げます。

議員の初盆会での御香典や、諸行事等での寄付行為は公職選挙法で禁止されています。

6月定例会の主な議案

6月定例会は、6月7日から19日まで、会期13日間の日程で開かれました。
条例案・補正予算案等の議案が提出され、審議の結果、賛成多数で可決しました。

小竹町町税条例の一部を改正する条例

①障がい者、未成年者、寡婦等に対する非課税措置の所得要件の引き上げに伴う改正。

非課税の条件である前年の合計所得金額が125万円から135万円に10万円加算される。

②基礎控除額を一律に10万円引き上げる。

ただし、合計所得金額が2500万円を超える個人については基礎控除の適用はない。

③喫煙用の製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分が創設された。

④中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の特例措置を講じる。



御徳2地区浸水対策工事(1工区)請負契約締結

防災対策事業で御徳2区町道鴻ノ巣・雀堂1号線の隣接地に調整池を施工する。



御徳2区 調整池施工予定地

小竹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

町内に家庭的保育事業所を立ち上げる場合の認可基準を定めるための条例改正。

小竹町公有林野県行造林保護条例を廃止

県行造林の契約解除がなされ、町内に県行造林が存在しなくなることから、条例の廃止を行う。

一部事務組合等の会議概要についての質疑

問 大牟田リサイクル発電所は平成34年度末をもって、発電事業が終了する。施設の解体事業に対して、県が支出する方向で話が進んでいるのか。

答 出資金が2億円あるため、加盟首長会議の中で決議して現在、県と交渉中。

陳情・意見書

陳情 「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」マイナンバー記載の中止を求める意見書採択の陳情について……不採択

予算委員会の主な質疑

問 農林水産業費、委託料で865万円支出するようになっていますが内訳は。

答 山崎谷ため池改修測量業務費 276万円
設計業務費 398万円
地質調査業務費 191万円
合計865万円

問 商工費の負担金、補助金の中で280万円計上しているがプレミアム商品券か。昨年の実績は。

答 小竹町ふれあい商品券(プレミアム率10%)の補助金実績は全て完売
一般券3300万円
リフォーム券1100万円



問 繰越明許費にPFI業務委託事業157万1千円あるが、平成29年度の当初予算から1年3カ月経つ。なぜ、こんなに時間がかるのか。

答 平成29年度に七福団地建替えに伴うPFIアドバイザリー業務として発注した。本業務は、事業契約の成立までを予定をしていたため、PFI事業に伴う民間事業者との契約がまだ成立しておらず繰越した。

問 多機能・多世代交流拠点整備事業運営委託事業として、396万6千円専決処分されている。

答 平成29年度の当初予算の764万円が370万円程度減額されている。その理由と事業内容は。また、当初の計画は。

答 平成29年度は住宅環境整備、民間事業者との連携を行いつつ、業務を進めていくものとしていたが、業務内容を見直すことになり、西口周辺用地のうち、3000㎡をまず優先して、住宅整備をしていくことで業務委託内容を変更した。

平成29年度は、396万6千円の予算の範囲内で契約することとした。

事業内容は、JR小竹駅西口周辺の町有地3000㎡を活用した住宅整備の公募に向けて、募集要項案の作成を主な内容としている。

現在、募集要項案が事業者から提出され、業務は完了しているが、最終的な内容の精査や確認の作業を行っている。

当初の計画ではJR小竹駅西口周辺用地全体4・3haを主なものとして、その中でサービス付き高齢者住宅、多機能・多世代交流拠点整備の検討、連携可能大宇との調整、地域の魅力の創出、最終的に小竹駅西口周辺の町有地街区デザイン、利用計画案までを当初の予定としていた。

問 公共下水道特別会計補正予算繰越明許費が近年非常に多い。

工期に間に合うような発注の方法がなぜできないのか。また、工期の遅延理由は。

答 平成28年度からの繰越分の執行を急いだことで、現年度分の発注が遅れたことが原因。

実際に現場の状況で、工期を伸ばしたものもある。全てが人員の問題ではないが、本年4月から技術職が1名体制になっている。

6月から嘱託で下水道経験者を1名雇用した。繰越をこれ以上繰り返さないために、下水道の工事については技術者を交えて、今年度の発注計画を精査し、発注していく体制を築きたい。



次回の定例会は、**9月6日(木)** 開会予定です。

※事情により変更される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

平成30年度補正予算

一般会計 …………… 1,649万円

後期高齢者医療特別会計
…………… 66万円



そこが知りたい 一般質問

●自治会への加入促進と 脱会者対策の取り組みは

谷川 龍児 議員



問 全国的に少子・高齢化が進む中、自治会は、助け合う地域づくりに必要である。町内18地区の自治会加入率の現状と今後の課題について尋ねる。

答 自治会への加入促進とその必要性と意義は。

近年、地域コミュニティの重要性が増している。自治会が中核となることで地域の絆が生まれ、町民の皆様が安心・安全に暮らせることができる。地域づくりを進めるために自治会は、中心的な役割を担う組織の一つと考える。

問 自治会の脱会者が増えている問題とその対策は。

答 脱会者の問題は、一般的に住民意識・関心の低下や地域コミュニティを支える人材不足、価値観の多様化など組織基盤の弱さなどが挙げられる。本町も同様の傾向にあり、引き続き、自治会とともに自治会活動内容やその効果について、知っていただくための取り組みを進める。まちづくりの最前線である自治会の加入促進は、官民一体となって進める。



問 自治会非加入者への広報・回覧等の周知は。

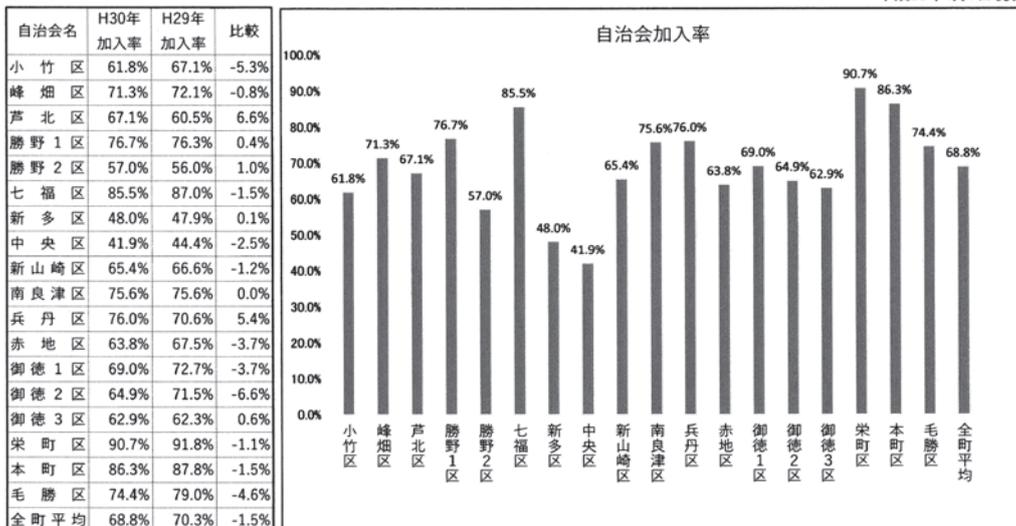
答 現在、町の広報紙は、役場、福祉センター、中央公民館、保健センター、町立病院の窓口を設置して、誰でもこの広報紙を持ち帰れるようにしている。

また、郵送希望者には、切手代を実費負担していただき、郵送もしている。広報は、多くの方に読んでいただくため、情報発信の方法もさらに深めていきたい。



小竹町内自治会加入率一覧表

平成30年4月1日現在



※自治会加入率は、4月1日現在の住民基本台帳における世帯数及び自治会から届出のあった世帯数で計算している。



●業務委託契約をどのように改善されるのか
 ●認定こども園
 ●地方自治の主役は住民であるべき

和田 立美 議員



問 正規職員、業務委託者の給与は、20年間で何回引き上げられたのか。

答 増額（減額を含む）改定は、正規職員は、人事院勧告に準じて給与改定。
改定9回。
定期昇給年1回。

問 国は平成32年4月1日施行日、地方公務員法の一部改正による、会計年度任用職員制度へ移行していくと考えられる。どのような準備をしているのか。

答 委託職員、非常勤職員の勤務形態、人数、制度の把握等、実態調査を行っている。

問 業務委託者の給与費の予算、決算が物件費になっている、なぜ人件費でないのか。福利厚生制度は正規職員と同様の取扱いになっているが、労働契約は何に基づいているのか。

答 物件費とは、主に決算統計上の分類用語であり、委託料で予算計上しているため、そう処理している。業務委託者は、非常勤の町職員であり、労働契約法22条の規定による地方公務員の適用が除外され、労働契約法の適用が無いと考えられる。

問 認定こども園の担当部署が福祉課となっているが、教育委員会との関わり、指導はどのようにしているのか。

答 平成27年度より開設の小竹こども園は幼・保連携の認定こども園で、学校と児童福祉施設の性格を有し、教育に関する部分は、開設前の幼稚園と変わらぬ関わりを持ち、教育委員会、福祉課と連携して指導を行っている。
小・中学校との連携は、以前と変わらないうちの子どもたちの状況を把握、特別支援教育、人権教育を研修会等で実施している。

福祉課長
答 教育的なことは、園長および副園長が行う。施設の整備、保育教諭の確保、諸相談、また研修等積極的参加による質の高い保育と教育につなげるよう、教育委員会と連携して関わりを持ち指導を行っている。

問 認定こども園の業務委託者の処遇改善は。

答 今年度、一定程度改善した。会計年度任用職員制度導入時にあって、勤務条件を見直すことになっている。

問 住民自治をどう確立するのか。

答 まちづくりの主役、地方自治の主役は住民である。地域で暮らす住民、選挙によって選ばれた議員、議会、また議決機関を含めて、行政に関わり形成される。住民の声を大切に、住民の選択による真に住民が望むまちを目指し、住民と行政が一体となって暮らしを支える絆社会、共生、協働のまちづくりを確立する。総合計画の将来像「住みたい！育みたい！訪ねたい！あなたが主役！幸せ実感 小竹町」の実現に向け、小竹駅西口周辺開発など人口減少社会に対応するさまざまな施策を住民議会と共に進めて行く。



そこが知りたい 一般質問

●元号制の認識は

吉野 欽也 議員



問 元号は、我が国特有の文化であり、憲法や元号法において、その使用については何ら規定されておらず、元号と西暦の使用は自由である。この元号制度をどのように認識されているのか。

答 元号は、元号法という法律で規定をされており、元号制は、日本文化の一つである。私たち日本人にとつて大変なじみの深い制度であるというふうに見える。



問 和暦・西暦表記について、元号の後ろに括弧書きで、西暦を併記する考えは。

答 和暦使用を原則とし、若い世代向けに西暦で併記することができるとも配慮することも必要かと思う。計画書等における西暦の併記も合わせて、庁舎内で議論、検討を深めていきたい。

問 来年5月1日から新たな元号がスタートする。本町では、IT社会が急速に進展して初めての改元であり、限られた時間の中でシステム改修等が求められる、その影響をどのように想定し、財源確保や関連事項の準備を進めているのか。

答 来年5月の元号改正に向けては、業務に支障がないよう、財源確保を含めて準備を行う。例規については、まだ全体的には調査中の事項であるが、『平成32年度』等の表記がある場合は、特段の改正を行わずに解釈により新元号に読みかえる改正を行う。



問 卒業証書の年表記について、平成31年3月の卒業証書の年月日をどのように表記するのか。

答 卒業証書の年月日の表記は、今は元号を使用しており、元号・西暦の併記については、特段に規則等の定めはない。





●学童保育



大安 美佐代 議員

問 学童保育は、働く保護者と子どもとの健全な育成にとって、大変重要な福祉施設である。子どもの安全を見守るだけではなく、子どもの心のケア、保護者の相談業務、地域や学校との連携など、多岐にわたる機能を担っている。平成32年度以降の改正に対して、町はどのような対策を考えているのか。

答 現在3小学校に配置をしている学童保育所の施設を維持し、授業の終了後に、児童が安心して生活できる居場所を確保し、次代を担う児童の健全育成のために努めたい。

改正のことは、企画の提案や実績報告なども十分に吟味していきたい。

問 学童保育の質の向上のために、どのような取り組みがなされ、児童支援員は十分に確保されているのか。

答 学童保育の基準は子どもの成長が基本となるので、保育目標として、次のような指針を策定している。

- 元気にあいきつができる子
- 相手の気持ちを思いやることができる子
- 人の話に耳を傾け、自分で考え表現し、実行できる力を育む
- どんなことも最後まで諦めないで頑張る力を育てる

職員を常時3人配置し、児童支援員は、年3回の研修会に参加をして、勉強を重ね、社会福祉協議会との情報交換も行っている。

問 利用者の増加のために、利用料の減額や運営する事業者をプロポーザル方式で選定を行い、支援員は地元からの採用を条件にしては。

答 8年前から、社会福祉協議会と業務委託契約を締結しているもので、今すぐには、プロポーザル方式は無理かもしれないが、検討していきたい。

◎プロポーザル方式とは

価格を落とすための競争入札方式ではなく、実績・専門性・技術力・企画力・創造性などを勘案して企画書を提出したもののなかから、目的の方針に合う一番優れた会社を選定する方式。

問 安心安全の確保は。

答 学童保育所の職員の内、一人は男性が見守り業務を行う。

また、不審者に対する防犯訓練も実施している。





そこが知りたい 一般質問

●生活保護基準の見直しによる影響は



宮野 一男 議員

問 政府は、生活保護基準の見直しで、生活扶助費を最大で5%の引き下げを決定した。その理由は、社会保障費の削減と生活保護受給者より低い低所得者に配慮したと言っている。生活保護は、何人も文化的で最低限度の生活を営むことを規定した憲法25条の生存権を保障する最後のセーフティーネットである。削減は国民の暮らしの中で、住民税・保育料・介護保険料・就学援助費・最低賃金など低所得者の生活悪化に連動してくる厚生労働省の発表によれば、47の事業に影響が出ると言っている。本町において影響のある事業はどの程度か。

特に、就学援助費の基準は変わるのか。

答 生活保護費の削減は、国の方針となつている。小竹町が行っている準要保護や保育料の基準に影響が出るかどうかは、今後の推移を見ていく。個人住民税の非課税限度額は、平成30年度は影響が出ないが、その後はあると考える。

◎就学援助制度
経済的理由により就学困難と認められる児童生徒または、入学予定者の保護者に対し、就学に必要な費用（Ⅱ就学援助費）を支給し義務教育の円滑な実施を図る制度。
援助対象者として、生活保護を受給する要保護者と要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる準用保護者がある。



政府もできる限り、影響を与えないようにするための方策を考えているようなので、その方針を十分に加味しながら、出来る限りの対応をしていきたい。

議会を傍聴してみませんか

議会の傍聴は、手続きが面倒と思われてはいないでしょうか。そうではありませぬ。傍聴の手続きは、受付簿に住所、氏名、年齢、性別を記入するだけです。議会は、予算や条例をはじめ、行政に対する一般質問など、住みよいまちづくりを目指して審議をしています。なお、定例会の開催予定日が近づき

ましたら、役場の掲示板、ホームページでお知らせします。傍聴場所は、役場3階議場内傍聴席です。また、テレビ放映による傍聴は、手続きは不要で役場1階ロビー、町総合福祉センターでできます。詳しくは、議会事務局まで、お気軽にお問い合わせ下さい。電話 ②-11967

編集後記

西日本豪雨により亡くなられた方々のご冥福をお祈りすると共に、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。議会だよりは議会が議決し、議員がどんな質問をしたかなど、議会を傍

聴されなかった皆様にも伝わるよう、編集しています。皆様は議会だよりを読まれてどう感じますか。読みにくい、分かりづらい、何でも構いません、ご意見ご感想をお聞かせください、励みになります。

(議会広報編集委員会 委員 峯岡 均)